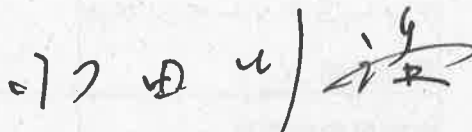


つくばみらい市規則第17号

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

つくばみらい市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和2年つくばみらい市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

栄養士		1	10	1	33
介護支援専門員		1	50	1	73
自立相談支援員	（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者）	1	32	1	55
	（上記以外の者）	1	19	1	42
障がい者相談支援員	（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者）	1	32	1	55
	（上記以外の者）	1	19	1	42
社会福祉士		1	32	1	55
精神保健福祉士		1	32	1	55
療育指導員		1	28	1	51
司書		1	10	1	33
調理員、用務員又は同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務		1	1	1	5

に従事する者					
消費生活相談員		1	70	1	93
適応支援教室支援員		1	21	1	44
非常勤講師		2	53	2	76
ティームティーチング非常勤講師		2	53	2	76
家庭児童相談員		1	50	1	73

」を

栄養士		1	10	1	33
作業療法士		1	50	1	73
介護支援専門員		1	50	1	73
自立相談支援員	(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者)	1	32	1	55
	(上記以外の者)	1	19	1	42
障がい者相談支援員	(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者)	1	32	1	55
	(上記以外の者)	1	19	1	42
被保護者就労支援員		1	32	1	55
社会福祉士		1	32	1	55
精神保健福祉士		1	32	1	55
療育指導員		1	28	1	51
司書		1	10	1	33
調理員、用務員又は同程度の複雑、困難及び責任の度であると認められる職務に従事する者		1	1	1	5
消費生活相談員		1	70	1	93
適応支援教室支援員		1	21	1	44

非常勤講師及びチーム ティーチング非常勤講師	2	53	2	76
家庭児童相談員	1	50	1	73

」に

改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から適用する。